

此を敢行することと徹つて支那組合の大衆を奮起せしむること。

二 組合意識の醸成之とるものと拘り難く準備会の間と雖も自覚生起する
共通の目的と對して兎念に共同闘争を行ふことと斯く準備会の名に於て

闘争すること

本組合意識の公立と準備会の如何を拘らず産業一組合の原則に基き可
及的「組合意識」又は準備会が並の名組合間に於ける同一産業の組
合又は支部の意共差別管理組合間とする此の統一の完成は向つて努力す
る事

組合意識又は準備会に於ては言論の自由即ち總ゆる指導精神の批判
の自由を絶体的に確保すること。

以上

一九三九一〇六

組合労働組合提出